

令和6年3月市議会特別会議提出議案要旨

議案第74号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について【市民税課、資産税課】

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。その概要は、次のとおり

- (1) 令和6年能登半島地震災害により住宅、家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人市民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。
- (2) 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するに当たり、個人市民税の税額控除に係る規定の整備を行う。
- (3) 市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする特例措置の対象項目が追加されたことに伴い、次に掲げる税の課税標準の軽減措置について、その割合を定める。
 - ア 再生可能エネルギー発電設備のうち、バイオマス発電設備に係る固定資産税
 - イ 市が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備等に関する事業の実施区域に隣接し、又は近接して当該事業と一体的に整備される滞在快適性等向上施設等に係る固定資産税及び都市計画税
- (4) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税に関し、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする特例措置の期限が2年間延長されることに伴い、当該割合を改定する。
- (5) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置の期限を3年間延長する措置を講ずる。